**週休２日確保工事の試行に関する特記仕様書（請負者希望型）**

**（対象）**

第１条　本工事は、週休２日確保工事（請負者希望型）の試行対象工事である。実施にあたっては本仕様書及び愛媛県週休２日確保工事試行要領（以下、「要領」という。）に基づく。また、本仕様書は、今治市が現場条件等より適正と判断するものを対象工事する。

**（実施協議）**

第２条　請負者は、週休２日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに、工事打合簿により発注者と協議しなければならない。

２ 協議の結果、週休２日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

**（現場閉所日の確保）**

第３条　請負者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

２ 請負者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

３ 請負者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

（１）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

（２）現場見学会等、現場を公開するもの。

（３）発注者の指示によるもの。

**（実施方法）**

第４条 工事請負契約書第３条に基づき請負者が提出する工程表は、週休２日を反映したものにしなければならない。

２ 請負者は、工事途中に週休２日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知しなければならない。

３ 請負者は、週休２日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休２日確保工事である旨を周知しなければならない。

４ 請負者は、第３条第２項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

５ 請負者は、工事日報やＫＹ活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

**（費用の計上）**

第５条 週休２日確保工事に取り組んだ工事については、要領第６条に基づき設計変更を行い、週休２日確保工事に係る費用を計上するものとする。

**（アンケート調査等）**

第６条 発注者が週休２日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、請負者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）

第７条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と請負者の協議により定めるものとする。また、愛媛県週休２日確保工事試行要領及び本仕様書において、本仕様書を優先する。